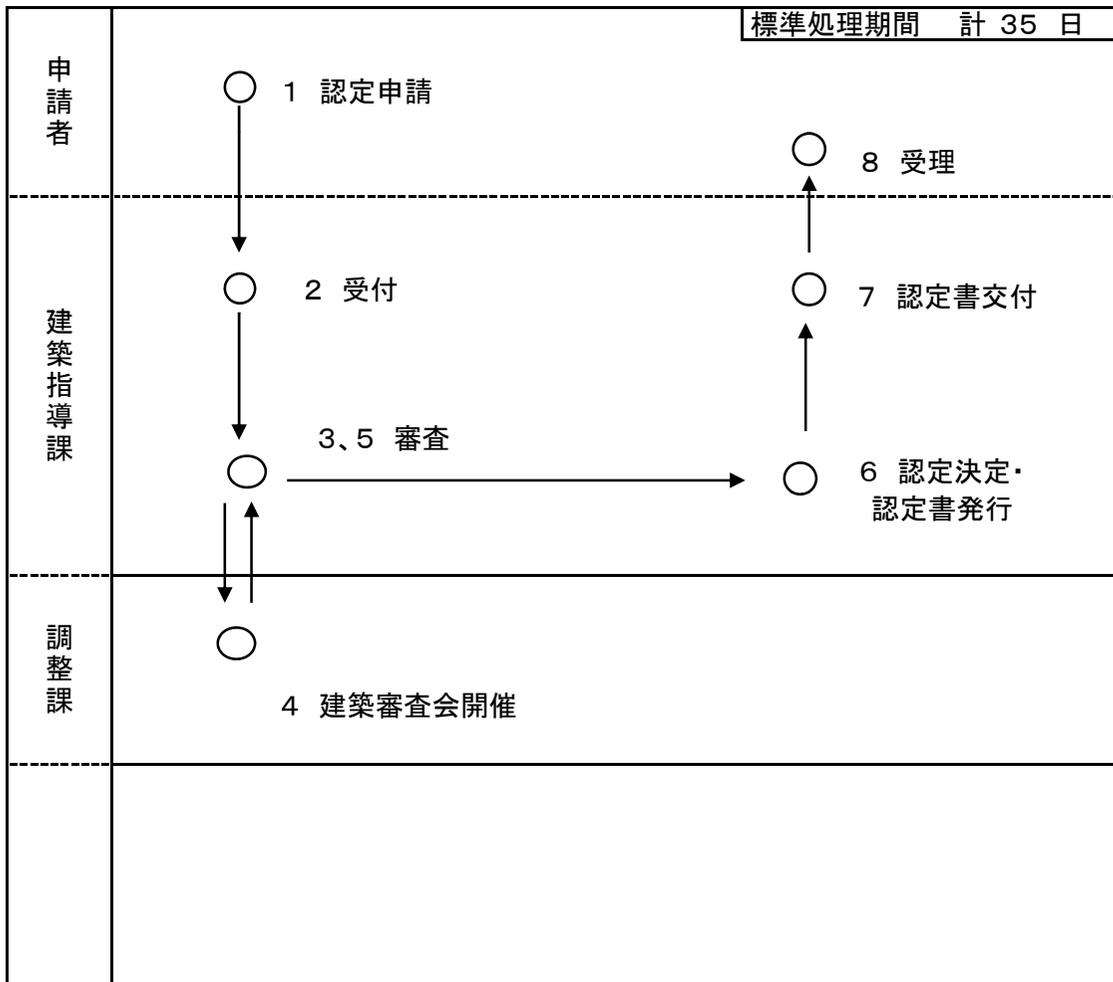


# 事務処理フロー図

事務名 国宝等に指定された建築物の再現に際しての法律の適用除外の認定

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話30-745~748

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	指定申請	申請者は、受付窓口(建築指導課、島部は各支庁)に申請書を提出します。
2	受付	提出された認定申請書の形式審査を行い、適正であれば手数料を徴収の上、受付を行います。
3、5	審査	認定することが適切かどうかの審査を行います。
4	建築審査会開催	建築審査会を開催し、建築審査会が認定相当と認める場合に、同意を行いません。
6	認定決定・認定書発行	建築審査会の同意を踏まえて認定を決定し、認定書を発行します。
7	認定書交付	認定書を申請人に対し交付します。
8	受理	